

四国テニス協会規約

制定 平成 8 年 12 月 22 日

改正 平成 18 年 4 月 1 日

(名称)

第 1 条 この協会は、四国テニス協会(以下「協会」という。)と称する。

(目的)

第 2 条 協会は、財団法人日本テニス協会(以下「日本テニス協会」という。)の業務遂行に協力すると共に加盟団体を統括し、体育向上、品性の陶冶及びテニスの普及指導、技術の向上に資することを目的とする。

(組織)

第 3 条 協会は、次の県テニス協会(以下「関係県テニス協会」という。)をもって組織する。
徳島県、香川県、愛媛県、高知県

(事務局)

第 4 条 協会の事務局は、会長選出の県テニス協会に置くこととし、2 年毎に見直すこととする。(最低 4 年の設置)

(事業)

第 5 条 協会は、第 2 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) テニスの普及及び指導
- (2) テニス大会の開催並びに諸事業に対する後援、公認
- (3) その他本協会の目的を達成するために必要な事業

(役員組織)

第 6 条 協会には次の役員をおく。

- (1) 会長 1 人
- (2) 副会長 3 人
- (3) 理事長 1 人
- (4) 副理事長 3 人
- (5) 理事 日本テニス協会関係委員会の委員並びに会長推薦 5 人程度
- (6) 監事 2 人

(役員選出方法)

第 7 条 会長は、役員会において推薦し、選任する。

2 副会長は、関係県テニス協会の会長を充てる。

3 理事長は、会長選出の県テニス協会の理事長を充てる。

4 副理事長は、関係県テニス協会の理事長を充てる。

5 理事は、日本テニス協会関係委員会の委員並びに会長推薦者を、役員会において選任する。

6 監事は、役員会において選任する。

(役員任期)

第 8 条 役員任期は 2 年とする。ただし、前条の規定により役員に充てられた者の任期は、それぞれ関係県テニス協会の職にある期間とし再任を妨げない。

2 欠員又は、補充により選任又は委嘱された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、その任期満了後、後任者が就任するまでの間、その職務を行うことができる。

(顧問及び参与)

第 9 条 顧問及び参与は、役員会の推薦に基づき、会長が委嘱する。

(会長及び副会長の職務)

第 10 条 会長は協会を統括し、副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。

(理事長及び副理事長の職務)

第 11 条 理事長は、役員会で決議された会務及び緊急事項を処理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。

(理事の職務)

第12条 理事は、役員会の決議を執行するとともに、会務を処理する。

(監事の職務)

第13条 監事は協会の会計を監査し、役員会に出席して意見を述べることができる。ただし、役員会における議決権は有しない。

(顧問及び参与の職務)

第14条 顧問及び参与は、役員会に出席して意見を述べるができる。

(役員会)

第15条 役員会は、会長、副会長、理事長、副理事長及び理事をもって構成し、会長が招集し議長となる。

2 役員会は、役員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 役員会の議事は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数となるときは、議長がこれを決する。

4 役員は、書面により、又は、代理人に委任することにより決議に参加することができる。

5 役員会は、予算、決算、役員の選任等の重要事項を審議決定し、これを執行する。

6 定例役員会は、毎年1回12月末日までに開催する。

7 臨時役員会は、会長が必要と認めた時、又は、役員の3分の1以上から要請のあった時、随時、これを開催する。

8 役員会の目的、議案その他必要な事項は、1週間前までに書面をもって通知しなければならない。

(日本テニス協会役員の選出方法)

第16条 日本テニス協会役員は、役員会において推薦し選任する。

(会計年度)

第17条 協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(経費の支弁方法)

第18条 協会の経費は、各県テニス協会分担金、事業収入、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

2 関係県テニス協会分担金は、毎年5月末日までに納入するものとし、金額は別に定める。

(会則の改正)

第19条 この規約の改正は、役員会において出席役員の3分の2以上の同意を得なければならない。

(細則)

第20条 協会の会務執行に必要な規則は、役員会で別に定める。

附 則(平成18年1月29日)

この規約は、平成18年4月1日から施行する。